

田原市文化財保存活用計画

令和3年3月

文化財課

目次

第1章 計画策定に当たって.....	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	1
第2章 田原市文化財保存活用計画の基本的な考え方.....	2
1 基本理念	2
2 重点目標.....	2
(1) ふるさとの価値や魅力を掘り起こす活動の充実.....	2
(2) ふるさとの宝の活用と次世代への継承の推進.....	2
第3章 基本施策と具体的な推進方法.....	3
重点目標1 ふるさとの価値や魅力を掘り起こす活動の充実.....	3
【施策1】文化財の調査、収集.....	3
【施策2】文化財の整理・保存管理	4
【施策3】文化財情報の公開・発信	5
重点目標2 ふるさとの宝の活用と次世代への継承の推進	6
【施策4】文化財に触れる機会の創出	6
【施策5】文化財の担い手の育成・支援	7
【施策6】さまざまな主体による活用の推進	8
【施策7】総合的、計画的な保存・活用	9
資料編	11
(1)田原市文化財の概要	11
(2)文化財保護法に基づく文化財保存活用地域計画に関する指針【抜粋】	15
(3)愛知県文化財保存活用大綱【概要版】.....	16

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

過疎化・少子高齢化等の社会状況の変化を背景に各地域の貴重な文化財の減失・散逸等の防止が緊急の課題となる中、未指定を含めた有形・無形文化財を十分に評価したうえでまちづくりに生かしつつ、文化財継承の担い手を確保し、地域社会総がかりで取り組んでいくことのできる体制を整備することが必要となっています。

これまで田原市では、文化財を調査し指定を行うなどにより保護に取り組む一方、博物館等の展示施設を運営することにより文化財の活用を図ってきましたが、総合的・一体的な保存・活用を目指す計画については策定していませんでした。

国においては、地域における文化財の保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の強化を図るため、改正文化財保護法が平成31年4月に施行され、市町村において、文化財保存活用地域計画を策定し、国の認定を受けることによって、積極的な国の財政支援を受けられるようになりました。文化財保存活用地域計画は、地域で協力して総合的にその保存・活用に取り組むための計画であり、文化財を主役としたまちづくりの総合計画といわれています。

そこで今回、田原市総合教育大綱・田原市教育振興基本計画の改定に際し、文化財保存活用地域計画の前段階として、文化財の保存・活用の重点目標と取組を田原市文化財保存活用計画として策定します。

2 計画の位置づけ

この計画は、「田原市総合計画」や「田原市総合教育大綱・田原市教育振興基本計画」を上位計画とする個別計画として位置づけ、上位計画の方向性等を踏まえて、文化財保存活用の考え方・体系を明らかにするものです。

さらに、関連する他の個別計画との連携を図ります。

3 計画の期間

令和3年度～令和7年度までの5年間とします。

第2章 田原市文化財保存活用計画の基本的な考え方

1 基本理念

「守り伝える ふるさとの歴史」

田原市文化財保存活用計画では、田原市総合教育大綱・田原市教育振興基本計画が目指す「ふるさとに学び 人が輝く 田原の人づくり」を受け、ふるさとを学ぶ礎となる歴史・文化の継承に取り組みます。

2 重点目標

文化財は、わたしたちの地域の歴史の中で生まれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な財産であり、郷土愛・地域への誇りを醸成する大切な要素です。その貴重な財産である文化財の保存と、地域全体での活用に取り組むため、以下の重点目標を定めます。

(1) ふるさとの価値や魅力を掘り起こす活動の充実

歴史や地域資源についての調査・収集活動を積極的に行い、それらを適切に整理・保存管理を行うことにより文化財を保護します。また、調査研究の成果は、積極的に市民に公開し情報の発信を行います。

(2) ふるさとの宝の活用と次世代への継承の推進

市民が身近に文化財に触れられる機会を増やし、文化財に対する理解を深め、担い手の育成や文化財を活用した市民活動の活発化に取り組みます。文化財の価値の共有を図ることで、地域全体での保存・活用を行います。



令和2年10月
田原市博物館企画展

第3章 基本施策と具体的な推進方法

重点目標を実現するため、次に掲げる7つの基本施策に取り組みます。計画の達成度は、年度毎のアクションプランの進捗確認と、さまざまなデータを検証することにより行います。

重点目標1 ふるさとの価値や魅力を掘り起こす活動の充実

【施策1】文化財の調査、収集

- ・ふるさとの礎となる地域資源について、調査を継続し、所在と価値を明らかにし、長く後世に伝えていく必要があります。
- ・確実に調査、収集を継続していくために、人材育成が必要です。
- ・文化財を単体としてではなく、地域の自然や歴史等とともに一体的に捉え、総合的に保存・活用する必要があります。

主な取組

○調査、収集

地域に所在する文化財の価値を掘り起こし、文化遺産を活用したまちづくりにつなげるため、ふるさとの歴史・文化・自然に関する調査・研究を重点的に行います。

○関連機関との連携

調査研究の推進のため、行政関連団体や専門機関と連携します。

○文化財の指定

地域資源の価値を明確にし、保存・活用するため、文化財の指定（すでに指定されている文化財の県・国への指定）、登録を目指します。

アクションプラン

	内容	R1 年度 実績値	R7 年度 目標値
調査、収集	考古（貝塚群、渥美窯等）	継続	継続
	歴史（田原藩日記、畠村萬附留日記等）	継続	継続
	民俗（地域の伝承・資料等）	継続	継続
	美術（華椿系絵画、現代美術等）	継続	継続
	自然（植物、地質、動物等）	継続	継続
関連機関との連携	行政関連団体との連携（外部）	6 団体 ¹	維持
	専門機関との連携	8 団体 ²	拡大
文化財の指定	文化財の指定	96 件※	100 件※
	県・国文化財への指定	17 件※	18 件※
	登録有形文化財の指定	0 件※	3 件※

※延べ数

【施策2】 文化財の整理・保存管理

- ・文化財の特性や所有・管理状況に応じた的確な整理、対応・支援をする必要があります。
- ・すでに収集保管されている文化財についても、整理し、適正に管理をする必要があります。
- ・文化財を地域の財産として次の世代に受け継いでいくために、データベース化、デジタル化による文化財資料等の保存が求められています。

主な取組

- 収集資料の整理
収集保管された文化財を適正に管理するため、文化財を整理（再整理含む）し、それぞれの特性に応じた保管を行います。
- 適正な保存管理
貴重な文化財を次世代に継承するため、文化財の特性や所有・管理状況に応じ、適切に保存・展示が行える環境整備を行います。
- 資料のデジタル化
資料の効率的な活用のため、考古・歴史・民俗・美術等の文化財資料のデータベース化を継続します。また、収蔵品の電子データ化を図ります。
- 記念物の適正な保全
史跡、名勝、天然記念物などの散逸・き損・消失を防ぐため、定期的な巡視、除草等の適切な管理保全を行います。

アクションプラン

	内容	R1 年度 実績値	R7 年度 目標値
収蔵資料の整理	考古（貝塚群、渥美窯等）	継続	継続
	歴史（田原藩日記、畠村萬附留日記等）	継続	継続
	民俗（地域の伝承・資料等）	継続	継続
	美術（華椿系絵画、現代美術等）	継続	継続
適正な保存管理	考古（ふるさと教育センター、吉胡貝塚資料館等）	継続	継続
	歴史（収蔵庫、分館等）	継続	継続
	民俗（ふるさと教育センター、分館等）	継続	継続
	美術（博物館、ふるさと教育センター）	継続	継続
	県文化財レスキュー台帳**の整備	検討	開始
資料のデジタル化	データベース化	継続	継続
	デジタルアーカイブ*	開始	拡大
記念物の適正な保全	県文化財保護指導員**による巡視活動	4 回	継続
	文化財防火デーにおける防災活動の実施	1 回	継続
	史跡等の保全（文化財指定地ほか）	8 件 ³ ※	維持
	天然記念物の保全（文化財指定地）	5 件 ⁴ ※	維持

* 関係課の取組を含む

** 県の取組を含む

※ 延べ数

【施策3】 文化財情報の公開・発信

- ・歴史や文化に触れる場として、展示施設（田原市博物館・田原市渥美郷土資料館・田原市民俗資料館・吉胡貝塚資料館・ふるさと教育センター・田原まつり会館等）での展示を行っています。このような施設を有効に活用し、子ども、子育て世代を含め、幅広い世代を対象にした取組が必要です。
- ・広報やホームページ・SNS での紹介や、刊行物・リーフレット等の作成により文化財情報の公開・発信を行っていますが、文化財の価値を市民が共有し、ふるさとの宝として後世へ伝えたいと感じられるよう、調査研究の成果をさらに広く発信していく必要があります。
- ・デジタル強靱化社会の実現（GIGA スクール構想等）に対応した、情報発信の新たな取組が必要です。

主な取組

- 展示施設の活用
文化財情報を分かりやすく公開するため、博物館等で収蔵品や調査研究の成果を積極的に紹介します。
- 調査研究の成果の公開
調査研究の成果を幅広く公表するため、展覧会や報告会の開催、刊行物（展示図録、研究紀要等）の発行などを行います。
- デジタル強靱化社会の実現への取組
GIGA スクール構想などに対応するためのコンテンツの制作や、デジタルアーカイブの推進を行います。

アクションプラン

	内容	R1 年度 実績値	R7 年度 目標値
展示施設の活用	田原市博物館の入館者数	20,277 人 ⁵	25,300 人
	吉胡貝塚資料館の入館者数	5,825 人	7,280 人
調査研究の成果の公開	企画展の開催（田原市博物館・分館）	3 回	2 回
	企画展の展示解説（田原市博物館）	2 回	維持
	常設特別展示室の展示替 （田原市博物館）	5 回	維持
	平常展の展示替（田原市博物館）	5 回	維持
	講座の開催（博物館講座・ジオツアー・ 発掘調査報告会）	5 回	維持
	刊行物の作成（展示図録）	1 冊	1 冊
	〃（埋蔵文化財関係書籍）	13 冊※	16 冊※
	〃（田原藩日記）	12 冊※	15 冊※
	〃（田原市文化財ガイド）	5 冊※	10 冊※
	資料の貸出	15 回	17 回
デジタル強靱化社会 の実現への取組	インスタグラム、動画配信、デジタル アーカイブ*等の活用	開始	拡大

*関係課の取組を含む
※延べ数

重点目標2 ふるさとの宝の活用と次世代への継承の推進

【施策4】文化財に触れる機会の創出

- ・地域の伝統や文化の学習として、学校のふるさと学習（総合学習）への講師派遣や資料提供を行っています。ふるさと教育センターや吉胡貝塚資料館などのさらなる活用が必要です。
- ・各種講座の開催などにより、気軽にふるさとの自然・歴史を学べる場を提供しています。
- ・ふるさとをテーマにした展覧会や講座の開催、広報活動により文化財を紹介しています。ワークショップや体験学習等、幅広い世代が参加できる取組がさらに必要です。

主な取組

- 学校連携の推進
文化財をきっかけとして小・中学生のふるさとへの理解を深めるため、学校と連携した展示施設や文化財デジタルコンテンツの活用について検討します。
- 生涯学習の充実
文化財を活用した市民活動の活性化のため、博物館講座や生涯学習講座を行い、幅広い世代が地域の自然や歴史について触れられる場を提供し、市民の文化財への理解を深めます。
- 体験学習・ワークショップの充実
文化財を楽しむ機会の創出のため、ワークショップや体験学習を充実します。

アクションプラン

	内容	R1年度 実績値	R7年度 目標値
学校連携の推進	教育活動による来訪者数（田原市博物館）	627人	780人
	〃（吉胡貝塚資料館）	1,045人	1,300人
	〃（ふるさと教育センター展示室）	55人	70人
	学校への学芸員派遣・資料提供	20回	25回
	民具の教材化	継続	継続
生涯学習の充実	講座の開催（博物館講座・ジオツアー・発掘調査報告会）再掲	5回	維持
	しおさい大学*	2回	維持
	東三河連携講座	1回	維持
	市政ほーもん講座の開催*	1回	2回
	史跡、天然記念物の看板設置	2件/年	維持
	図書館 郷土資料充実*	—	協力・拡大
	げんきはいたつ便*	協力	維持
体験学習・ワークショップの充実	ほの国こどもパスポートでの展示施設入館者数（田原市博物館・吉胡貝塚資料館）	487人	510人
	展示施設（田原市博物館・分館）のワークショップ開催	2回 ⁶	3回
	展示施設（吉胡貝塚資料館）の体験者数	5,869人	7,330人

* 関係課の取組を含む

【施策5】 文化財の担い手の育成・支援

- ・文化財の滅失を回避するため、有形文化財の維持管理や無形文化財の知識・技術等を有する担い手を育成、支援する必要があります。
- ・文化財の継承・保全に関わる方々の高齢化や担い手不足が懸念されるため、ボランティアや市民団体など、社会全体で文化財に関わる体制を整備する必要があります。
- ・文化財担い手の育成・支援のため、各種団体の活動やイベント等の開催をサポートしています。
- ・文化財に関わる人材の育成支援のため、児童期・青年期から文化財に触れる機会を創出する必要があります。

主な取組

- 研究者の養成・支援
文化財全般に関わる研究者の育成を図るため、翻刻作業者の養成や史学研究会等の活動を支援します。
- 文化継承者への支援
文化財所有者と意見交換を行い、保全・継承のための必要な支援を行います。
- 市民団体との連携
市民の活動を促進するため、歴史の会やボランティアガイドなどに関わる団体と連携し、市民の自発的な取組を支援します。
- 将来の担い手の確保
小中学校での出前授業・博物館等の見学受入のほか、中学生の職場体験や大学生の学芸員実習等を積極的に受け入れます。

アクションプラン

	内容	R1 年度 実績値	R7 年度 目標値
研究者の養成・支援	翻刻作業育成者養成講座	2 団体 ⁷	維持
	華山会文化事業への支援	継続	継続
文化継承者への支援	田原市文化財保存事業費補助金交付要綱の運用	継続	継続
	県伝統文化財出張講座**の開催	0 件	1 件
市民団体との連携	連携した企画展・平常展の開催	2 回 ⁸	維持
	ボランティアガイドとの連携	1 団体 ⁹	継続
	市民協働まちづくり事業の実施*	継続	継続
将来の担い手の確保	中学生 職場体験受入	3 名	維持
	大学生 学芸員実習受入	6 名	維持
	大学生 インターンシップ受入	1 名	維持
	学校への学芸員派遣・資料提供再掲	20 回	25 回

* 関係課の取組を含む

** 県の取組を含む

【施策6】 さまざまな主体による活用の推進

- ・渥美郷土資料館では、毎年ひな祭り展の開催に合わせ、福江＊つるし飾りロードへのおひなさまの展示協力をおこなっています。また、令和2年度には、JRさわかウォーキングと連携し田原城の限定御城印を発行し、市内外からの誘客を図りました。地域団体や観光関係者と連携し、市内外から訪れる方が本市の魅力を感じ、市内を回遊できるような取組を進めるなど、文化財を新たな地域振興・観光振興につなげる必要があります。
- ・まちづくりに関わる多様な関係者と連携し、地域振興・教育など社会全体で文化財を地域に活かす必要があります。

主な取組

- 多様な分野・関係団体との連携
文化財を社会全体で活かす機運を醸成するため、さまざまな分野で活動する地域住民・教育機関や観光関係者等と連携し、文化財を活用した取組を積極的に支援します。
- 文化財を活用した取組
田原城跡など、文化財の魅力を地域活性化につなげるため、地域にある文化財や施設を活用した取組を行います。

アクションプラン

	内容	R1 年度 実績値	R7 年度 目標値
多様な分野・関係団体との連携	地域団体との連携	4 団体 ¹⁰	拡大
	商業団体との連携	1 団体 ¹¹	拡大
	行政との連携（内部）	4 課 ¹²	拡大
	行政との連携（外部）	6 団体 ¹³	維持
文化財を活用した取組	文化財を活用した連携事業数	1 事業 ¹⁴	拡大
	展示施設を活用した取組	2 施設 ¹⁵	拡大

* 関係課の取組を含む



令和3年2月

福江＊つるし飾りロード 2021



令和2年11月

JR さわかウォーキング

【施策7】 総合的、計画的な保存・活用

- ・市内ではそれぞれの地域で異なった歴史文化が育まれており、こうした多様で魅力ある歴史文化が相まって現在のまちの姿を形作っています。
- ・文化財継承のためには、文化財の整理にかかる費用や有形文化財の修繕等の維持管理費用、無形文化財の保存活動にかかる費用等の確保が必要です。
- ・文化財の保存活用に向けて、地域社会全体で取り組むため、価値付けを行った文化財について、どう活用していくのか、総合的、計画的に取り組む必要があります。

主な取組

- 文化財保存活用地域計画の策定推進
ふるさとの礎となる文化財を保護し継承するため、国の指針や県の大綱に基づき文化財保存活用地域計画を策定し、総合的・計画的な保存・活用を図る必要があります。
- 文化財保存活用個別計画の策定
国指定史跡（百々陶器窯跡・大アラコ古窯跡・伊良湖東大寺瓦窯跡）について保存・活用などの基本方針を定め、保存・活用を図ります。

アクションプラン

内容	R1 年度 実績値	R7 年度 目標値
文化財保存活用地域計画の策定	未	策定
文化財保存活用個別計画の策定	未 ¹⁶	2

令和3年3月
文化財保存活用個別計画
（「史跡百々陶器窯跡、大アラコ古窯跡、
伊良湖東大寺瓦窯跡 保存活用計画」
中間報告書）



-
- ¹ 東三河ジオパーク、嚶鳴協議会、湿地サミット、東大寺サミット、愛知県史跡整備市町村協議会、全国史跡整備市町村協議会
- ² 札幌医科大学、総合研究大学院大学（国立歴史民俗博物館）、東京大学、聖マリアンナ医科大学、名古屋大学、愛媛大学、愛知県博物館協会、日本博物館協会
- ³ 田原城跡公園、吉胡貝塚史跡公園、百々陶器窯跡、伊良湖東大寺瓦窯跡、江比間句碑公園管理、新美古墳、保美貝塚、杜国公園
- ⁴ 藤七原湿地植物群落、黒河湿地植物群落、ハマボウの野生地、椈のシデコブシ自生地、伊川津のシデコブシ
- ⁵ 企画展「日本のアニメーション美術の創造者 山本二三展－天空の城ラピュタ、火垂るの墓、もののけ姫、時をかける少女－」入館者（12,507人）を含む
- ⁶ 「鎧を着てみよう」（田原市博物館）、企画展ワークショップ（渥美郷土資料館）
- ⁷ 田原藩日記（古文書を読む会）、渥美図書館講座*
- ⁸ 田原市博物館平常展 ひな人形と初凧展（田原凧保存会）、渥美郷土資料館企画展 ひな祭り展（清田・福江まちづくり推進協議会）
- ⁹ 田原の風
- ¹⁰ 福江・清田校区街づくり推進協議会、大草歴史の会、田原凧保存会、まちなか賑わいづくり実行委員会
- ¹¹ JR さわやかウォーキング（豊橋鉄道・JR 東海）
- ¹² 地域福祉課・商工観光課・街づくり推進課・図書館
- ¹³ 東三河ジオパーク、嚶鳴協議会、湿地サミット、東大寺サミット、愛知県史跡整備市町村協議会、全国史跡整備市町村協議会
- ¹⁴ 近代化遺産（渥美半島戦争遺跡巡り）
- ¹⁵ 田原市博物館（JR さわやかウォーキング）、渥美郷土資料館（福江＊つるし飾りロード）
- ¹⁶ 史跡百々陶器窯跡、大アラコ古窯跡、伊良湖東大寺瓦窯跡保存活用計画

(1) 田原市文化財の概要

○指定文化財
令和2年度現在、本市の指定等文化財は、国指定文化財が8件、県指定文化財が9件、市指定文化財が79件の合計96件となっています。これらの文化財には、渡辺華山関係資料や江戸時代の田原藩関係資料といった歴史資料から、吉胡貝塚、伊良湖東大寺瓦窯跡といった史跡、椈のシデコブシ自生地、黒河湿地植物群落といった天然記念物等が含まれています。

○その他の文化財
本市には、指定されている文化財以外にも、各地域に伝わる古文書といった歴史資料や考古・美術・民俗資料、近代遺跡、自然環境など、後世へ守り、伝えていくべき文化資源があります。

 $1/6$

【市指定文化財】

種別	指定 番号	名称	数量	所在	指定年月日
絵画	1	甬山四郎(渡辺崋山筆)	2冊1双	田原市 山原町南番場30-1	1988. 7. 1
	2	風竹之図(渡辺崋山筆)	1幅		1988. 7. 1
	3	糸瓜俳画(渡辺崋山筆)	1幅		1988. 7. 1
	4	母堂宗之像稿(渡辺崋山筆)	1幅		1988. 7. 1
	〃	母堂宗生像稿(渡辺崋山筆)	1幅		1988. 7. 1
	〃	母堂宗像稿(渡辺崋山筆)	1幅		1988. 7. 1
	5	閑翁帝之図(渡辺崋山筆)	1幅		1988. 7. 1
	6	鹿之図(渡辺崋山筆)			
		(扇絵青二幅の一)	1幅		1988. 7. 1
	7	西国橋神涼之図(渡辺崋山筆)	1幅		1988. 7. 1
	8	四季山水図両面(渡辺崋山筆)	折本1冊		1988. 7. 1
	9	春秋山水図(渡辺崋山筆)	双幅		1988. 7. 1
	10	福田半香像稿(椿椿山筆)	1幅		1988. 7. 1
	11	渡辺たか生像稿(椿椿山筆)	1幅		1988. 7. 1
	〃	渡辺たか像稿①(椿椿山筆)	1幅		1988. 7. 1
	〃	渡辺たか像稿②(椿椿山筆)	1幅		1988. 7. 1
	12	編幅(渡辺小華筆)		田原市 田原町南番場30-1	
		(扇絵青二幅の二)	1幅		1988. 7. 1
	〃	雲芝(渡辺小華筆)			
		(扇絵青二幅の三)	1幅		1988. 7. 1
	13	絹本彩色秋山瀑布図 (渡辺崋山筆)	1幅		1992. 6. 25
	14	絹本彩色林和斎養鶴之図 (渡辺崋山筆)	1幅		1992. 6. 25
	15	山水圖稱帖(渡辺崋山筆)	1帖		1992. 6. 25
	16	絹本淡彩富士観音図 (渡辺崋山筆)	1幅		1992. 6. 25
	17	絹本彩色湖石白鶴図 (渡辺崋山筆)	1幅		1992. 6. 25
	18	花卉昆虫歳景圖冊(12図) (渡辺崋山筆)	1冊		1992. 6. 25
	19	絹本淡彩竹(渡辺崋山筆)	1幅	田原市 田原町南番場48、49	1992. 6. 25
	20	絹本淡彩晴嵐萬里図 (渡辺崋山筆)	1幅		1992. 6. 25
	21	絹本淡彩千山萬水図 (渡辺崋山筆)	1幅		1992. 6. 25
	22	絹本淡彩芭蕉翁像 (渡辺崋山筆)	1幅		1992. 6. 25
	23	絹本彩色水鶴睡雨之図 (渡辺崋山筆)	1幅		1992. 6. 25
	24	絹本水墨月下丹雘之図 (渡辺崋山筆)	1幅		1992. 6. 25
	25	絹本淡彩機麁図(渡辺崋山筆)	1幅		1992. 6. 25
	26	絹本水墨花鳥帖12図 (渡辺崋山筆)	1帖		1992. 6. 25

種別	指定 番号	名称	数量	所在	指定年月日
史跡	内務 49	百々陶器窯跡	495 m ²	六連町一本木地内	1922. 3. 8
	文化 37	吉畑貝塚	11,017.24 m ²	吉畑町矢崎地内	1951. 12. 26
	文部 3	大アヲ古墳跡	2,923.45 m ²	芦井町養津地内	1971. 1. 12
	文化 70	伊良湖東大寺瓦窯跡	421.22 m ²	伊良湖町瓦場358-4	1967. 12. 11
天然記念物	文化 32	宮山原始林	37,707 m ²	伊良湖町宮下2842 (2842-123 外)	1954. 8. 3
	文部 235	花のシデゴブシ自生地	399. 3 m ²	伊川津町花1-1	1970. 6. 19
	(参考)	紙本着色牡丹図(渡辺崋山筆)	1幅	田原町南番場30-1	1940. 9. 27
重要 美術品	文部 105	崋山手鉢壬午畫稿	1冊	田原市	1941. 4. 9
		崋山手鉢客室筆記天保三年ノ年紀	1冊		1941. 4. 9
		崋山手鉢客室筆記天保九年ノ年紀	1冊		1941. 4. 9
	-	紙本墨画山水図(岡田率江筆)	1幅		1941. 4. 9

【県指定文化財】

種別	指定 番号	名称	数量	所在	指定年月日
彫刻	2	木造観世音立像 像高111cm 裾張29cm	1軀	大久保町山下8 (長興寺)	1955. 5. 6
		伊良湖東大寺瓦窯跡出土品	455点	古田町岡ノ越6-4 県美術館土資料展示收藏館	2020. 2. 7
考古	1	黒河内池植物群落	5,402 m ²	大久保町黒河 49-1、49-7	1971. 2. 8
	19	ハマボウの野生地	297. 6 m ²	堀切町新堀西地内	1955. 7. 1
	30	伊川津のシデゴブシ	100 m ²	伊川津町花2-1 (宝金15)	1967. 10. 30
史跡	告示 第4 号	光岩	1件	赤羽根町西山1-5	2014. 1. 24
	33	城宝寺古墳 櫓穴式石室(片袖) 女室6. 4m、巾2. 4m 義道部2. 3m 巾1. 2m 墳丘径52. 4m 12m×7m	622.50 m ² 1基	田原町南番場48、49	1975. 12. 26
	6	重山古窯群	1,200 m ²	和邇町北山18	1967. 3. 17
	29	伊川津貝塚	430. 9 m ²	伊川津町塚中87-1, 2	1974. 10. 9

種別	指定番号	名称	数量	所在	指定年月日
工芸	10	蘇澤染織	1面	古山字岡ノ越6番地4 (豊島神社寄託)	1993.3.4
	11	胸伏里神楽用具	21	古山字岡ノ越6番地4 (原秋自治会寄託)	2001.3.23
	12	(欠番)			
考古資料	13	宝海天神社瓦葺	2片	古田町岡ノ越6番地4 (宝海天神社寄託)	2001.3.23
	考古3	銅子・銅文鏡	1個	山原町南番場30-1 田原市	2012.9.19
	1	田原祭堂町 山車どくろぐり人形		新町町内会	1988.7.1
有形民俗 文化財	2	田原祭本町 山車どくろぐり人形		本町自治会	1988.7.1
	3	田原祭新町 山車どくろぐり人形		新町町内会	1988.7.1
	1	渡辺界山池ノ原幽居跡	1,327㎡	山原町中小路19、20-1、 21-1	1992.6.25
史跡	2	龍油古墳	416.35㎡ 1基	大久保町龍池 28-1、27 (個人)	2003.10.3
	3	重徳12号窯	1基	小蓬津町後山30-90	1993.3.4
	4	中世埴塼	224㎡	山田町谷太塚69(保福寺)	2005.3.25
	5	参道石段	265段	山田町谷太塚69(保福寺)	2005.3.25
	6	新美古墳	227.76㎡ 1基	西神戸町山股 14、12 (個人)	2008.6.30
	7	保美貝塚	2657.5㎡	田原市保美町平城34-1 (宝海天神社)	2015.3.31
				田原市保美町平城115、116、 2-14(個人)	
	8	セメント徳利窯	735㎡ 2基	平城118番地(個人) 田原市御殿山150	2018.2.1 2015.3.31
天然記念物	1	(欠番)			
	2	藤七原塚地蔵物置跡	5417.67㎡	田原町衣笠1-1 田原町藤沢 17、17-1、34	1991.3.22
	3	大久保神社のやまもの木	1本	大久保町森下9 (大久保神社)	1992.6.25
	4	大久保神社の榎の木	1本	大久保町森下9 (大久保神社)	1992.6.25
	5	(欠番)			
	6	(欠番)			
	7	当行寺の榎の木	1本	田原町本町9 (当行寺)	1992.6.25
	8	(欠番)			

種別	指定番号	名称	数量	所在	指定年月日
	27	絹本着色青緑山水図 (渡辺華山筆)	1幅	田原市 田原町南番場30-1	1992.6.25
	28	絹本着色臨風仙英流祝之図 (渡辺華山筆)	1幅		1992.6.25
	29	絹本着彩仙鶴重亀双幅 (谷文晁筆)	双幅		1992.6.25
	30	絹本着彩碧草観音図 (谷文晁筆)	1幅		1992.6.25
	31	花村扇風(椿椿山筆)	6重1双		1992.6.25
	1	豊島大念仏おどろ		豊島	1965.10.1
無形民俗	2	田原唄げんか唄合戦・初唄		田原唄保存会	1993.9.22 (追加12年3月31日)
建造物	1	講堂	1棟	六連町居島敷26	1969.8.25
	2	山門並びに二王像 (長仙寺)	1棟、1対		1969.8.25
	3	蔵土寺山門	1棟	赤羽根町寺山15 (蔵土寺)	1992.6.11
歴史資料	1	椿椿山印類	6類、7印面	田原市	1988.7.1
	2	渡辺山印類	7類、8印面	田原町南番場30-1	1988.7.1
	3	渡辺小華印類	111類 122印面		1988.7.1
	4	界山院免違白書(松崎樓堂筆)	1巻		1988.7.1
	5	梅都日録(渡辺華山筆)	1巻		1992.6.25
	6	大藏永常袈裟2通合装 (大藏永常筆)	1巻		1992.6.25
	7	三丘老人気書箱(渡辺華山筆)	1幅		1992.6.25
	8	佐藤半助宛書簡(渡辺華山筆)	1幅		1992.6.25
古文書	1	琉華堂門前椿椿山筆	1冊	田原市	1988.7.1
	2	椿家系譜並長海林氏譜 (椿椿山筆)	1巻	田原町南番場30-1	1988.7.1
	3	田原藩日記類	506冊		1988.7.1
	4	奏者番手留	2,361冊		1988.7.1
典籍	1	田原藩御府戸基簿	3,041冊	田原市	1988.7.1
	2	渡辺華山山藏書譜 (界山蔵土御府戸木)	677冊	田原町南番場30-1	1988.7.1
典籍	3	蘭書類	75冊	田原市	1988.7.1
	4	澤民問答	5冊	古田町岡ノ越6番地4	1997.3.12
	5	大蔵名略	31巻	古田町岡ノ越6番地4 (保福寺寄託)	1993.3.4
	6	常光寺古文書(柱杖井竹鹿) 常光寺古文書 (鎌倉御所内務伝授状) 常光寺古文書 (法皇御流傳法長目録) 常光寺古文書(奥一紙)	4枚	穂切町除通74(常光寺)	2001.3.23

種別	指定 番号	名称	数量	所在	指定年月日
天然記念物 彫刻	9	ハマセンダン	1樹	堀切町出口1-1	1993.3.4
	10	シイの木	1樹	山田町谷太郎69(保福寺)	2005.3.25
	1	大日如来坐像	1躯	高松町岩本22 (大日庵)	1994.3.14
	2	阿彌陀如来立像	1躯	江比間町彌中10(成蓮寺)	2004.3.26
	3	十一面觀世音菩薩立像	1躯	山田町谷太郎69(保福寺)	2005.3.25
	4	薬師如来坐像	1躯	山田町谷太郎69(保福寺)	2005.3.25

(2)文化財保護法に基づく文化財保存活用地域計画に関する指針【抜粋】

文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針【概要】	
指針の位置付け	平成30年の文化財保護法（以下「法」という。）の改正により、新たに制度化された（１）都道府県による文化財保存活用大綱の策定、（２）市町村による文化財保存活用地域計画の作成及び文化庁長官による認定、（３）市町村による文化財保存活用支援団体の指定、（４）所有者等による保存活用計画の作成及び文化庁長官による認定等に関して、その作成・推進等が円滑に進むよう、作成等に当たっての基本的な考え方や具体的な記載事項、留意事項等を示したもの。
指針の主な内容	1. 文化財保存活用大綱 ○大綱は、各都道府県における文化財の保存・活用の基本的な方向性を明確化し、当該都道府県内において各種の取組を進めていく上で共通の基盤となるもの。 ○大綱には、以下に掲げる内容を基本的な記載事項として定める。 ①文化財の保存・活用に関する基本的な方針、②文化財の保存・活用を図るために講ずる措置 ③域内の市町村への支援の方針、④防災・災害発生時の対応、⑤文化財の保存・活用の推進体制 ○策定の際は、文化財の専門家や所有者、民間団体関係者、市町村の文化財担当者等の意見を聴くとともに、関係部局と情報共有を図るなど適切に連携することが望ましい。 2. 文化財保存活用地域計画 ○地域計画は、各市町村が目指す目標や中長期的に取り組む具体的な内容を記載した、当該市町村における文化財の保存・活用に関する基本的なアクション・プラン。 ○地域計画には、以下に掲げる内容を記載事項として定める（法第183条の3第2項各号）。 （第1号関係）〔当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する基本的な方針〕 ①当該市町村の概要、②当該市町村の文化財の概要、③当該市町村の歴史文化の特徴、 ④文化財の保存・活用に関する課題、⑤文化財の保存・活用に関する方針 （第2号関係）〔⑥当該市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために講ずる措置の内容〕 （第3号関係）〔⑦当該市町村の区域における文化財を把握するための調査に関する事項〕 （第4号関係）〔⑧計画期間〕 （第5号関係）〔文部科学省令で定める事項〕 ⑨文化財の保存・活用の推進体制等 （その他、必要に応じて任意で定めることができる事項） ⑩関連文化財群に関する事項、⑪文化財保存活用区域に関する事項、⑫認定を受けた場合の事務処理特例の適用を希望する事務の内容、⑬その他の事項 ○作成の際は、協議会を設置して多様な関係者の意見を踏まえることが望ましい。協議会には、都道府県、市町村の都市計画・教育・観光等の関係部局のほか、文化財の保存会やNPO団体、自治会、大学・高専教員、学芸員等の必要な者が参画できる。また、地方文化財保護審議会の意見聴取を行うほか、パブリックコメント等により住民意見の反映に努めることが必要。 ○文化庁長官の認定を受けるには、以下の基準を満たすことが必要（法第183条の3第5項各号）。 （第1号関係）〔当該地域計画の実施が文化財の保存及び活用に寄与するものであると認められること〕 ・計画期間内に実施すべき措置が盛り込まれていること ・それらが文化財の保存・活用に寄与するものであることが合理的に説明されていること （第2号関係）〔円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること〕 ・措置の実施主体が特定されているか、特定される見込みが高いこと ・措置の実施スケジュールが明確であること ・認定を受けた場合の事務処理の特例の適用を希望する場合には、当該事務の実施に必要な人員の配置など適切な実施体制が確保されていること （第3号関係）〔大綱が定められているときは、当該大綱に照らして適切なものであること〕

出典：文化庁

(3)愛知県文化財保存活用大綱【概要版】

愛知県文化財保存活用大綱（概要版）

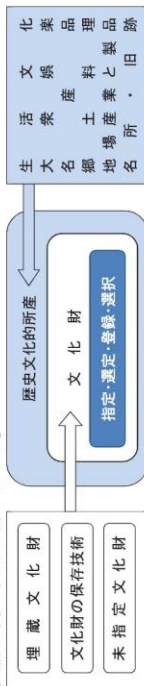
1 大綱策定の背景と目的

- 【背景】
- 過疎化、少子高齢化等の社会状況の変化の中で、文化財の滅失・散逸の防止が必要
 - 文化財をままみくりくに生かし、継承者を確保し、地域社会全体で保存・活用に取り組む体制の整備が必要
 - 2018年の文化財保護法改正で、都道府県による「文化財保存活用大綱」の策定が可能に
- 【目的】
- 本県における文化財の保存・活用の基本的な方向性を明確化し、県・市町村等が各種の取組を進めていく上での共通の基盤を提示するもの

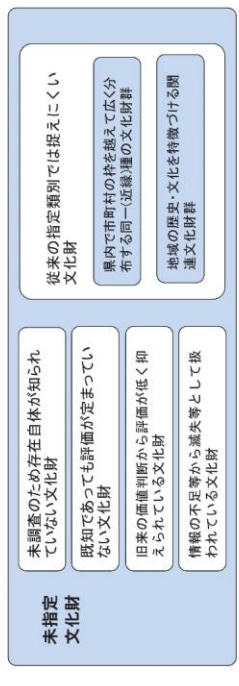
2 大綱が対象とする文化財

- 文化財保護法第2条の6分野の文化財
 - 有形文化財（建造物・美術工芸品）
 - 無形文化財
 - 民俗文化財（有形の民俗文化財・無形の民俗文化財）
 - 記念物（史跡・名勝・天然記念物）
 - 文化的景観
 - 伝統的建造物群
- 文化財保護法第92条の「埋蔵文化財」と第147条の「文化財の保存技術」
- 未指定文化財
- 地域にとっても重要で、次世代に継承すべき「歴史文化的所産」

【大綱が対象とする文化財のイメージ】



【未指定文化財の位置づけ】



3 大綱の位置付け

- 文化財保護法に規定する、本県の「文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱」（第183条の2）

4 大綱の主な内容

- 文化財の保存・活用に関する基本的な方針**
- 県内所在の文化財の現状と保存・活用に関する取組の指針
 - ・ 文化財の種類（有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物・文化的景観・伝統的建造物群・文化財の保存技術・埋蔵文化財）ごとに、現状の課題と今後の対応方針を示し、それぞれの文化財の種類・性質に応じた保存・活用を図る。
 - 未指定文化財等の保存と活用
 - 【未指定文化財の保護措置の拡大】
 - ・ 未指定文化財を幅広く把握し、保護するために、文化財を取り巻く周辺環境も含めて保存・活用する方策を検討する。
 - ・ 本県の歴史・文化を理解するため、県内で市町村の枠を越えて広く分布する同一（近縁）種の文化財群や、地域の歴史・文化を特徴づける関連文化財群というまとまりで保護する枠組を検討する。
 - 【その他の歴史文化的所産】
 - ・ その他の歴史文化的所産（生活文化、大衆娯楽、名産品、郷土料理、地場産業と製品、名所・旧跡）についても、我々の生活の「豊かさ」の一部を構成しているものであるため、将来に向けて保存・活用を図る。
- 文化財の保存・活用を図るために県が講ずる措置**
- 文化財の調査と指定
 - 【文化財の調査活動】
 - ・ これまで、県や市町村、研究機関、博物館等が実施してきた文化財調査の成果を地域ごとに束ね、必要な分野を補完し、未指定を含む総合的な文化財リストとして取りまとめ、保存・活用に向け、日常管理や防火・防犯、大規模災害に備える基本情報とする。
 - 文化財の修理、整備等への支援
 - 【個別の文化財への支援】
 - ・ 地方公共団体以外の所有者等が行う国・県指定文化財の保存修理事業に対して補助金を交付するとともに、学識者による指導、監修を行い、適切な修理が行われることを支援する。
 - 文化財の所有者等への支援
 - 【保存活用計画策定への支援】
 - ・ 所有者等が国・県指定文化財の「保存活用計画」を策定する際、補助金制度の活用や類似する先行事例についての情報提供、学識者・関係者等で構成される保存活用計画検討委員会への職員派遣等により支援する。
 - 【日常管理への支援】
 - ・ 文化財の日常管理について、文化財保護指導委員による巡回活動や所有者等への助言などの体制の整備を図るため、専門知識向上のための研修を行うとともに、市町村が設置する文化財保護指導委員と連携を図る。
 - ・ 所有者の高齢化などにより、日常的な管理が難しい場合に「管理責任者」の選任について助言を行う。
 - 【助成制度等の活用】
 - ・ 国及び県の文化財保存修理事業に対する助成制度の活用を促すとともに、保護部局以外の文化財に対する助成制度、民間団体等の助成、常附金、クラウドファンディング、貸付等の制度について、所有者への情報提供を図る。

【後継者育成のための支援】 ・無形文化財の保持者や無形の民俗文化財の保存団体による伝承活動を支援するため、保持者及び無形の民俗文化財においては、保存団体または市町村による保存活用計画の作成に対する指導・助言を行うとともに、地元の小・中学校で保存団体が民俗芸能等を伝承する「伝承文化出張講座」を継続していく。																																
○	人材の確保と育成																															